

焼津市告示第161号

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月16日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、焼津駅周辺まちなか区域の空き店舗等を有効活用し、焼津駅周辺の活性化を図るため、焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼津駅周辺まちなか区域 別図に掲げる範囲内の区域をいう。
- (2) 空き店舗等 空き家又はかつて事業の用に供され、その後移転、閉店等により閉鎖された店舗であって、申請日現在使用されていないものをいう。
- (3) 焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業 焼津駅周辺まちなか区域に所在する空き店舗等について自らが開始する事業の用に供するために必要となる内外装の工事等の改修等を行う事業であって、市内に事業所を有する事業者に施工を依頼して実施するものをいう。
- (4) 所有者 空き店舗等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 入居者 所有者との賃貸借契約により、空き店舗等を賃借している者若しくは賃借することが決定している者をいう。
- (6) 入居予定者 空き店舗等に係る賃貸借契約又は売買契約は締結していないが、賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られている者であって、当該空き店舗等に対する焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業が完了するまでの間に賃貸借契約又は売買契約を締結することを確約できるものをいう。

第3 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 空き店舗等の所有者、入居者又は入居予定者であること。
- (2) 焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業を実施することについて、空き店舗等の所有者の承諾を得た者であること（申請者が入居者又は入居予定者である場合に限る。）。
- (3) 令和7年度内に営業を開始しようとする者であること。

- (4) 営業開始から2年以上事業を継続しようとする者であること。
- (5) 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業しようとする者であること。
- (6) 焼津駅周辺まちなか区域において既に小売業、サービス業、飲食業等を営んでいる者で、移転して営業しようとするものでないこと。
- (7) 小売業、サービス業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。以下同じ。）を空き店舗等において営業しようとする者であること。
- (8) 営業に当たり法令で定める必要な許認可を得ていること。
- (9) 第7の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

第4 補助対象空き店舗等

補助の対象となる空き店舗等は、令和8年3月20日までに焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業が完了する空き店舗等とする。

第5 対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象空き店舗等に対して行う焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業に要するもののうち、別表に掲げるもの（消費税額を除く。）であって、国、県及び市の補助又は助成を受けていないものとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

第6 補助額及び限度額

第5に掲げる経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、500,000円を限度とする。

第7 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第1号様式別紙）
- ウ 収支予算書（第2号様式）
- エ 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- オ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- カ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- キ 改修許可報告書（第3号様式。申請者が入居者又は入居予定者である場合に限る。）
- ク 空き店舗等の登記簿謄本（申請者が入居者又は入居予定者である場合に限る。）
- ケ 見積書の写し（2者以上）
- コ 改修する箇所の見取り図

サ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限 賃貸借契約若しくは売買契約の締結日から起算して6か月を経過した日、改修工事の着工日又は令和8年3月10日のいずれか早い日まで。ただし、提出が遅れることについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(3) 申請の回数 空き店舗等1軒当たり申請は1回限りとする。

第8 交付決定通知

市長は、第7に規定する交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い適正であると認めたときは、申請者に通知するものとする。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行場所の変更

(イ) 事業量の20パーセントを超える変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(4) 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

ア 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

イ 法令又はこの要綱に違反したとき。

ウ その他市長が交付を行うことを不適当と認めたとき。

第10 変更承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（第4号様式）

イ 変更事業計画書（第1号様式別紙）

ウ 変更収支予算書（第2号様式）

エ 変更後の見積書

オ 変更後の改修する箇所の見取り図

カ その他市長が必要と認めるもの

第11 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（第5号様式）
- イ 事業実績書（第1号様式別紙）
- ウ 収支決算書（第2号様式）
- エ 領収書又はその写し
- オ 改修の費用明細書（見積書、領収書又はその写しに記載されている場合を除く。）
- カ 改修した箇所の写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日まで

第12 現地確認

市長は、第11の実績報告の提出を受けた日から7日以内に、現地確認を行うものとする。

第13 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第6号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第14 概算払請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（第7号様式）

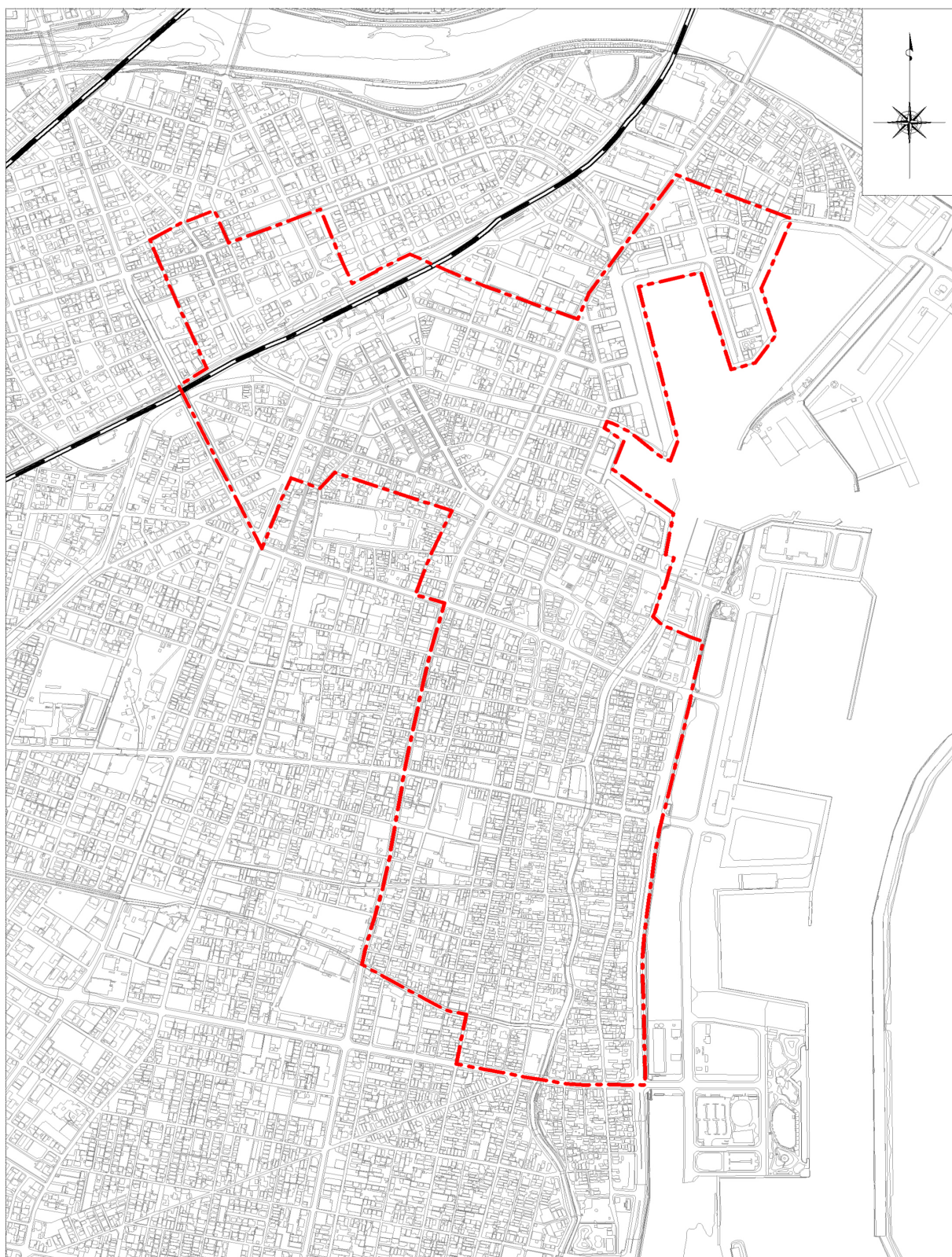
イ 資金状況調べ（第8号様式）

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別図

焼津駅周辺まちなか区域



別表（第5関係）

補助対象経費	次に掲げる工事に要する経費 （１）外壁工事 （２）看板設置工事 （３）内装工事 （４）建具工事 （５）給排水衛生設備工事 （６）電気設備工事 （７）空調・冷暖房設備工事 （８）ガス設備工事 （９）その他運営上支障があり、改修が必要な工事のうち、市長が 適当であると認めるもの
--------	--

第1号様式（第7関係）

交付申請書

年 月 日 (宛先) 焼津市長 申請者 住 所 氏 名 (署名) 電話番号 次のとおり実施したいので補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。 なお、本申請に当たり市税の納税状況について調査されることに同意します。	
補 助 事 業 の 名 称	令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業
補助対象経費の総額	金 円
交 付 申 請 額	金 円
事 業 の 計 画	別紙のとおり
事 業 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

氏名欄は、個人にあつては氏名を、団体にあつては団体名並びに代表者の役職及び氏名を記載するものとし、本人又は代表者本人が署名する場合は、押印は不要です。

(添付書類)

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (4) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (5) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。）
- (6) 改修許可報告書(第3号様式。申請者が入居者又は入居予定者である場合に限る。)
- (7) 空き店舗等の登記簿謄本（申請者が入居者又は入居予定者である場合に限る。)
- (8) 見積書の写し（2者以上）
- (9) 改修する箇所の見取り図
- (10) その他市長が必要と認めるもの

第1号様式別紙（第7、第10、第11関係）

事業計画書（変更事業計画書）（事業実績書）

店舗名	
店舗所在地	
電 話	
物件所有者氏名	
物件所有者住所	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
店舗及び 経営の内容	
定休日	
営業時間	
創業にあたり支援を 受けている機関	
備 考	

第2号様式（第7、第10、第11関係）

収支予算書（変更収支予算書）（収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

費 目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	対象経費	補助金額	摘 要
計					

2 支出の部

（単位：円）

費 目	当初予算額 (変更前予算額) (現計予算額)	(現計予算額) (決算額)	対象経費	補助金額	摘 要
計					

第3号様式（第7関係）

改修許可報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所有者

住 所

氏 名

（団体にあっては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名）

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金について、下記の申請者の行う改修事業を許可したことを報告します。

記

申請者の住所、氏名及び電話番号

1 住 所

2 氏 名

3 電話番号

第4号様式（第10関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

住 所

氏 名

（団体にあっては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名）

令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり補助対象事業の変更・廃止の承認を受けたいので申請します。

記

1 交付決定

年 月 日付け焼 ー 号

2 変更内容

3 変更・廃止の理由

4 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

5 廃止後の措置

（添付書類）

- (1) 変更事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) 変更収支予算書（第2号様式）
- (3) 変更後の見積書
- (4) 変更後の改修する箇所の見取り図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第5号様式（第11関係）

実績報告書

年 月 日 (宛先) 焼津市長 申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、所在地、団体名並びに 代表者の役職及び氏名) 年 月 日付け焼 ー 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。	
補 助 事 業 の 名 称	令和7年度焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業
補助対象経費の総額	金 円
交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 実 績	別紙のとおり
事 業 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

- (添付資料)
- (1) 事業実績書（第1号様式別紙）
 - (2) 収支決算書（第2号様式）
 - (3) 領収書又はその写し
 - (4) 改修の費用明細書（見積書・領収書又はその写しに記載されている場合は不要）
 - (5) 改修した箇所の写真

第6号様式 (第13関係)

請求書

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内訳 交 付 確 定 額 金 円

概算払を受けた額 金 円

今 回 請 求 額 金 円

年 月 日付け焼 一 号により交付確定を受けた焼津駅周辺まちなか空き店舗等改修事業費補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所

氏 名

印

(団体にあつては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

概算払請求書

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

今回概算払請求額 金 円

年 月 日

住 所
氏 名 (印)
(団体にあっては、所在地、団体名並びに代表者の役職及び氏名)

口座 振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

(添付書類) 資金状況調べ (第8号様式)

第8号様式（第14関係）

資 金 状 況 調 べ

単位：円

月別 区分		月	月	月	計
収 入					
	小 計				
	通 計				
支 出					
	小 計				
	通 計				
差引残高（通計）					

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。